

若年ドライバー確保のための運転免許取得支援助成金について

全日本トラック協会では、各協会の会員事業者が、新たに運転者として採用した若年ドライバーの特例教習の受講および準中型免許取得に対する支援を行うこととし、岡山県内の会員事業所に所属する運転者が、特例教習を受講、または以下の準中型免許を取得した場合に指定自動車教習所等で要した費用の一部を助成します。

《予算額》

9,870万円（全国）

《助成対象》

- (1) 特例教習の受講
 - (2) 準中型免許の取得
 - (3) 5トン限定準中型免許の限定解除
- ※(2)(3)については高等学校新卒者等で、当該事業者入社前の在学中（令和5年度中）に、上記準中型免許を取得した場合も対象とする。

《助成額》

上記(1)受講費用の1/3 100,000円を上限

上記(2)40,000円を上限

上記(3)25,000円を上限

※上記助成額にかかわらず、事業者ごとに上限を30万円とする。

※運転者が個人で受講もしくは準中型免許取得費用を支払った場合は、助成金を交付しない。

※国、地方自治体又はその他団体等が実施する助成制度との併用を可能とする。ただし、事業者が、同一の特例教習の受講・免許の取得に係る費用について複数の助成制度等を併用する場合、事業者の負担額を上回らない範囲内で助成します。

《申請受付期間》

令和6年4月1日から令和7年2月28日

※上記期間内であっても、予算に達した場合は、その時点で申請受付を終了する。

《助成金交付要件》

- ①当該申請者が、令和5年4月1日以降に、当該運転者を採用していること。
- ②当該運転者は、平成元年6月2日以降の生まれであること。
- ③当該運転者が、令和5年4月1日以降に指定自動車教習所等を活用して、

特例教習を受講修了または準中型免許を取得していること。

- ④当該運転者が、助成金申請時に当該事業者にて在籍し、運転者として従事していること。